

地域助け隊 ごみ出しサポーター制度について（運用方法）

(1)目的

この制度は、可燃ごみや資源ごみをステーションまで運ぶことが困難な世帯のごみ出しを支援する個人、団体を「ごみ出しサポーター」として登録し、地域の共助を促すことを目的としています。

(2)支援の内容

玄関口などに出されたごみ袋（資源ごみ含む）を、地区のごみステーション（分別収集場所）まで持って行く作業を支援していただきます。

(3)支援を受ける方

飛騨市内に居住し、支援が必要と認める世帯。

※70歳以上の高齢者世帯、その他特別な理由がある方が対象となります。

(4)支援する方に対する特典

支援を受ける方1世帯につき、1月あたり、市指定ごみ袋1冊を提供します。

(5)登録申請

支援する方（申請者）は事前に、インターネット（ロゴフォーム）または下記窓口にて「地域助け隊 ごみ出しサポーター制度登録申請兼同意書」（様式第1号）にて登録ください。

申請者及び支援を受ける方の氏名、住所、連絡先等を記載する必要があるため、予め確認ください。

ロゴフォーム申請用コード



申請窓口

窓口		電話	FAX
古川町	市役所西庁舎3階 環境課衛生係	0577-73-7482	0577-73-7500
神岡町	神岡振興事務所2階 環境水道係	0578-82-2254	0578-86-9111
河合町	河合振興事務所 基盤環境水道係	0577-65-2383	0577-65-2179
宮川町	宮川振興事務所 基盤環境水道係	0577-63-2315	0577-63-2048

(6)市指定ごみ袋の配布

登録申請時に記載した「地域助け隊 ごみ出しサポーター制度登録申請書兼同意書」(様式第1号)の支援予定期間数に応じて、市指定ごみ袋を配布します。

希望する市指定ごみ袋の種類に数量を記入してください。月あたり1冊とし、最大12冊まで選択できます(12ヶ月支援した場合)。

なお、ロゴフォームで申請された場合は、市指定ごみ袋の配布のため直接各申請窓口までお越しください。

内容に虚偽がみられたときは、市が配布した市指定ごみ袋を返却いただくことがあります。

ごみ袋の種類	枚数(冊)
可燃ごみ(大)	10
可燃ごみ(小)	20
可燃ごみ(極小)	20
プラスチック類	10
紙類	10

(7)ごみ出し支援の実施

対象範囲は、袋収集(可燃、プラ製容器包装、紙類)及び資源・埋立ごみとなります。支援を受ける方の自宅から地域のごみステーションまたは分別ステーションまで持込みください。

粗大ごみ、家電リサイクル品及び市で処理できないものは対象外となります。

決められた時間までにごみステーションまたは分別ステーションに出してください。

【問い合わせ先】

飛騨市役所 環境課衛生係

電話：0577-73-7482